

議案第33号

字の区域の廃止及び字の区域の変更について

別紙変更調書のとおり字の区域の廃止及び字の区域の変更について議決を求める。

令和5年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域の廃止及び字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

変 更 調 書

1 字の区域の廃止

大字中新田字東久保2の1、2の3、3の14、3の15、7の2の一部、7の19から7の22までの各一部、15の5、15の8、18の1、18の7、18の8、20の3、20の5、20の6から20の9まで、21の1から21の3まで、21の6から21の10まで、22の1、22の3から22の5まで、23の1から23の3まで、24の1から24の3まで、25の1、26の1から26の4まで、26の6から26の9まで、26の11から26の13まで、26の15から26の20まで、27、28の1から28の6まで、29の1、29の8、32の6、37の1から37の5まで、37の12から37の19まで、42の14、43の10、1518の2、1518の4、1518の5、1520の1から1520の8まで、1521の1から1521の10まで、1523の1、1524の4、1525の1、1526の2から1526の5まで、1526の7、1526の9、1527の3、1527の5、字小六74の2、81の1、81の7から81の9まで、82の1、82の4から82の6まで、83の1、84、85の1から85の3まで、86の1、117の16、118、119の1、119の5、119の9から119の14まで、120の2、120の4、123の1から123の5まで、128の1、128の3から128の10まで、130の1、131の1から131の7まで、132の2から132の12まで、132の14から132の20まで、132の22、132の23、132の25、133の3、133の5、133の6、133の8から133の11まで、133の13から133の16まで、1491の1、1491の4から1491の7まで、1494の3、1494の4、1494の20、1495の5、1495の11から1495の14まで、1495の19、1495の20、1502、1506の1から1506の3まで、1506の9から1506の14まで、1506の17から1506の19まで、1508の2、字東山329の1、329の5から329の7まで、330の1、330の2、331、332の1、332の2、333の1から333の

4まで、334の1から334の4まで、335の2から335の4まで、337の1から337の4まで、339の1から339の4まで、340の1、340の2、341の1、341の3から341の10まで、342の1から342の3まで、343、344の1から344の5まで、345の1から345の3まで、346の1、346の2、348の1、348の5、348の6、349の1、349の4から349の10まで、350の1、350の3から350の10まで、351の1から351の4まで、351の6、352の1から352の8まで、353の1から353の21まで、354の1から354の9まで、355の2から355の4まで、355の18、357の4、358、360の1から360の3まで、360の11から360の35まで、362の1、362の2、363の1、363の4、364の2、364の3、365の1、365の3、366の1、366の2、367の1、367の3、368の1、368の3、369の1、369の2、370の1、370の2、371の1から371の10まで、372の1から372の9まで、374の1から374の3まで、374の8から374の18まで、375の1から375の3まで、376の1から376の8まで、378の1、379の1、379の3から379の5まで、380の1から380の4まで、381の1、382、383の1から383の3まで、384の1から384の23まで、385の1から385の6まで、385の8から385の21まで、386の2から386の5まで、388の1、388の2、389の1、391の1から391の8まで、392の1から392の4まで、393の1、393の4から393の9まで、394の1、394の3、394の5から394の10まで、395の1、395の4、395の5、396の1、396の3、396の5、396の7、396の13、396の14、397の1、397の2、397の4から397の10まで、398、399の2、399の5、400の1、400の3、400の5から400の12まで、1496の4、1496の5、1497の1から1497の6まで、1498の1、1498の2、1499、1501の4から1501の6まで、1503、1504の1から1504の5まで、1530の1から1530の3まで、1531の2、大字下新田字一本松26、75の1から7

5の7まで、80から82まで、83の1から83の13まで、84の1から84の3まで、85の1から85の4まで、86、87の1、87の2、88の1、88の5から88の12まで、90の2、91の2、92の2、93の2、95、96の1、96の2、97の1、97の2、97の4、98の1から98の4まで、99、100の1、100の2、100の4、100の5、101の1、101の2、101の4、101の5、102、103の1、103の2、111の2、111の9、111の10、112の1、112の4から112の7まで、114の2、118の1から118の3まで、119の1から119の6まで、120の1から120の12まで、121の1から121の6まで、122の1、122の2、123、124の1、124の2、125の2、126の1から126の5まで、127の1、127の2、129の10、130の1、130の4から130の7まで、130の10、131の1、132の1、132の3、132の4、133の3、133の5、134の1、134の3から134の5まで、135の1の一部、135の3、136の1、136の4、137の2、137の5から137の7まで、137の9から137の12まで、字水堀158の8、159の1の一部、159の3の一部、159の5、159の6、160の1、160の2、161の1、161の3、162の1、162の3から162の5まで、164の1、164の3、165の1、173の11、173の12、174の1、179の3、179の5、179の6、182の3、182の8、183の3、183の4、183の6から183の8まで、183の19、184の4から184の6まで、185の1から185の11まで、186の1から186の9まで、187の1、187の3から187の12まで、188の4、188の5、193の3、194の1から194の4まで、195の1から195の10まで、196の1から196の4まで、197、202の1から202の4まで、203の1から203の9まで、204の1から204の5まで、205の1、205の3、211の1、212、213の1から213の3まで、214の1から214の9まで、214の11、215の1から215の5まで、216、217の1から217の5まで、219から223まで、224の1、224の2、225の1、225の2、226の1、

226の2、227の1、227の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である
公有地の一部

2 字の区域の変更

大字下新田に編入する区域

大字中新田字東久保7の2の一部、7の19から7の22までの各一部

大字中新田に編入する区域

大字下新田字一本松135の1の一部、字水堀158の6、158の7、158
の16、159の1の一部、159の2、159の3の一部及びこれらの区域に隣
接する道路である公有地の一部

(令和4年8月23日調査)